

令和7年4月7日
川西市消防本部総務課

川西市消防職員の懲戒処分等について

令和7年4月7日に発令した地方公務員法上の懲戒処分等について、下記のとおりお知らせします。

記

1 事案の概要

懲戒処分の対象となった職員は、令和5年10月から翌年2月までの間、本来所属上司の許可を得る必要があるにもかかわらず、これを得ずに職場を離脱して休憩を繰り返していたもの。

このことは、職務命令に違反する行為であり、また、職務専念義務に違反する行為であった。

2 対象職員及び処分内容

所属	職名	年齢	処分日	処分内容
消防本部	主査級	30歳代(男性)	R7.4.7	戒告

【問い合わせ先】
消防本部総務課
電話 072-757-9945